

論文

会計的測定構造の基礎についての一考察 (2)

井上良二説と岩田巖説を巡って

A Review of the Basis of Accounting Measurement Structure (2)

今井敏博

IMAI Toshihiro

[抄録]

企業会計原則として結実してくる会計思考の土台には、商人、企業経営における会計があった。会計学説史上の旧ドイツ商法のような法律による会計規定のように商人の実践会計から離れた思考が出現したが、法律家の手を離れ、企業の立場で行われる企業会計原則のような思考に結実した。しかしいわゆる資本主義経済の変化・拡大により、投資者のための情報提供ということが会計基準に求められることにより変質して、また既存のものと遊離したような会計が求められているようにも思われる。

資金的貸借対照表論、飯野学説を出発点とする私にとってはそれを分水嶺にして、つながりがあると思われるその前と後の理論、岩田巖学説と井上良二学説を検討し、いわゆる投機的な思考が支配的になっているような経済における会計を考えるために方法的なこと、社会思想的なことをも踏まえてもう一度再検討をする基盤を検討しようとするものである。

キーワード：給付、費消、収益、費用、企業観、投資者

1. はじめに

いわゆる会計ビッグバン以降の経済状況下においては、情報利用者である利害関係者の情報要求が変化したことにより財務会計の社会的機能が変化し、財務会計の社会的機能が利害調整機能から情報提供機能へとシフトしたと称されると井上良二はいう。財務会計の情報提供機能へのシフトということは、飯野学説を検討してきた過程でもみてきたことでもあり、広く一般にも指摘されていることであろう。このような状況の中で取得原価主義会計および時価主義会計とは異なる、あるいは取得原価主義会計の一領域を構成するものでもない、そしてFASBの研究レポートのいう混合属性システム(mixed-attribute system)でもない、独立して一つの計算体系となりうる時価会計がどのようなものであるのか、そのようなものを考えていこうとする井上学説の一部分を取り上げ検討しようと思うのである。

井上が考察している時価会計の財務情報目的は、(1) 企業成果の予測と (2) 企業価値の評価のための情報を提供することであり、(1) の背後には情報利用者が持つインカム・ゲイン獲得機会の存否の判断があり、(2) の背後にはキャピタル・ゲイン獲得機会の存否の判断を行う要求が潜んでいると考えられているのであるが、(1) に関しては企業価値評価との関係では、企業の将来キャッシュ・フローの金額、タイミングおよび不確実性を判断するために有用な情報こそが最も重要な情報であるといわれるから、キャピタル・ゲイン獲得機会の判断のためにも用いられることが意図されているという。

情報利用者が、このような判断をするためには、キャッシュ・フロー計算書情報(あるいは現金主義会計情報)よりも、発生主義会計情報が有用であるということがFASBの概念意見書第1号でも明確に述べられていることでもあり、なぜ、発生主義会計情報が将来キャッシュ・フロー予測にとって有用であるのか、を井上は説明する必要があると考えるのである。まず井上は、発生主義会計といわれるものには二種あると考えられるという。(井上(2014) 38-41ページ)

本稿では井上のいう二つの発生主義会計ということを巡って考えていくものである。

2. 二つの発生主義会計

井上は「既に第1のものは簡単に述べ、取得原価主義会計と特徴付けてきた。後者は後に明らかにするように、時価会計との関わり合いで考えられる。いずれの発生主義会計がこの予測のために有用なのであろうか。」(井上(2014) 41・42ページ)と目的を述べる。

ここで井上がいうところの取得原価主義会計とは、財務会計の企業所得分配機能、したがって、利害調整機能を想定した理論であり、企業と実質関係を持つ資金提供者に受託責任の遂行状態を報告する会計であるという。それは市場非指向型会計といえるものであり、それに関する理論を市場非指向型会計理論と呼ぶことができようとする。

ここで市場非指向型会計ともいえる典型的なものとして挙げられているのがわが国の企業会計原則、そしてその計算構造の説明理論として挙げられているのがどうも資金的損益貸借対照表、飯野説のように私には理解されるのである。井上は、そこにおいて飯野説を財産法を包摂した損益法として取り上げているのであるが、しかし私は逆に、以前に論じたように、損益法を取り入れた財産法による計算構造論であると考えている。財産法であるから、時点計算であるから、決算時点で認識するから、そこにたとえば有価証券の時価評価問題が取り入れられるのであると考える。私には、飯野説を分水嶺としてその前の岩田説、その後の井上説が重要になっているのである。

井上が二つの発生主義会計というときのもう一つが、岩田巖が損益法に二種類あるとして指摘した収益費用計算と区別されるべき給付費消計算に基づくものなのである。

二つの損益計算は、単に概念が違うということ指摘するだけでよいとおもわれるところに井上は、将来キャッシュ・フローの予測のために有用なのであろうかという問題提議をして、岩田の収益費用計算と給付費消計算を論ずる論理展開をおこなっているので、以下ではそれを追って岩田学説を検討していく。

井上は、米国のFASBとIASBのコンバージェンスの作業結果としてFASBから2008年に公表された公開草案(Conceptual Framework for Financial Reporting : The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristic and Constrains of Decision-Useful Financial Reporting

Information)から「一般目的外部財務報告の目的は、現在および将来の投資者、貸与者及びその他の債権者が資本提供者の立場での意思決定にあたって有用な報告主体の財務諸表を提供することである」とし、それは「資本提供者は財務報告に関心をもっている。なぜならば、財務情報は意思決定に有用な情報だからである。資本提供者が行う意思決定には彼らの資源を特定の企業に配分するかどうか、いかに配分するか(すなわち資本を提供するかどうか、どれほどするか)および彼らの投資を保全するか増加させるか、いかに保全をし、いかに増加させるかということを含んでいる。これらの意思決定をするとき資本提供者は企業のネット・キャッシュ・インフローを生み出す能力及び資本提供者の投資を保全し、増加させる経営者の能力を評定することに関心をもつ」としていたということからである。

その後の2010年に確定した『財務報告に関する概念フレームワーク』においてもその考えに変化はないが、この概念フレームワークでは、情報利用者を「現在及び潜在的投資者、融資者及びその他の債権者」として財務報告における一般目的財務報告を強く押し出し、受託責任に関しては従来のようなストレートな指摘は影を潜めているようであると指摘されるかもしれないという。そして経営責任に関して資源の有効利用の責任(運用責任)のみならず、企業の資源を価格や技術の変化など経済的要因の不利な影響から保護することなど環境変化に備えての保全責任をも示していること、これらの責任を明らかにすることが企業の正味キャッシュ・インフローの金額、時期およびリスクに関する評価に有用であると考えていると解される。言い換えれば、経営責任に関する情報は、我が国のように取得原価主義会計の論拠などというのではなく、企業評価のためのキャッシュ・インフロー情報の予測への役立ちという位置を与えられているに過ぎないことが指摘されているという。

公開草案の「企業の資本提供者は配当、利息、販売、証券あるいは貸金の取替え、償還あるいは期日の到来からのキャッシュの金額、タイミング、不確実性に直接関心をもっている。」ということから、井上は利害関係者の直接的な関心は、企業から得られるインカム・ゲインと市場から得られるキャピタル・ゲインの情報を中心であることは明らかであろうという。とりわけ企業のネット・キャッシュ・インフローに関する関心から見る限り、キャピタル・ゲインが情報の中心にある

と思われるという。

しかし資本提供者の受け取るキャッシュ・インフローと企業の獲得するネット・キャッシュ・インフローとの間には距離がある。企業が獲得するキャッシュが即資本提供者のものにならないからである。しかしながら資本提供者に流入するキャッシュ・フローは企業のキャッシュ獲得能力と密接に関連している。こうして利害関係者は企業のキャッシュ・フロー情報に大きな関心をもつことになる。キャッシュ・フロー情報を提供する源泉となる財務報告が何であるかである。(井上(2014) 42－45ページ)

井上は『予備的考察』と略称しているのであるが、2008年の公開草案の前のIASBのディスカッションペーパー (preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting : The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristic of Decision-useful Financial Reporting Information) から重要な点であるとして次の引用をしている。

「現在および将来の投資者、債権者およびその他の人々が企業のネット・キャッシュ・インフローを生み出す能力を評定するに当たって有用であるように、財務報告は企業の経済的資源(企業資産)およびそれら資源に対する請求権(企業の負債および株主持分)に関する情報を提供しなければならない。

資源および資源への請求権を変化させる取引およびその他の事象ならびに環境の影響に関する情報も、また、きわめて重要である。期間中のキャッシュ・フローに関する情報も、また、重要であるが、資源および請求権ならびにそれらの変化に関し財務諸表によって提供される大部分の情報は、発生主義会計の適用から生ずる。発生主義会計は、企業の資源および資源への請求権に対して結果として現金(あるいはその他)をもたらすような取引およびその他の事象ならびに環境の財務的な影響に影響が発生する期間に反映することを意図する。企業の経済的資源および経済的資源への請求権に影響を与えるその他の事象だけでなく、期間中の企業の購入、生産、販売その他の経営活動は、しばしば、当該期間の現金収入および支出と一致しない。企業の経済的資源および請求権ならびに資源および請求権の変化について財務報告によって提供される発生主義会計情報は、一般的に、単純な企業の当期のキャッシュの受取りと支払いに関する情報よりもキャッシュ・フロー予測を評定するためのよりよい基礎を提供する。発生主義会計がな

ければ、重要な経済的資源および資源に対する請求権が財務諸表から除かれてしまうであろう」(井上(2014) 46・47ページ)

井上が取り上げた、予備的考察、公開草案そして確定版はともに、現金主義会計よりも発生主義会計の計算体系が将来キャッシュ・フローの予測に有用であろうという。それはそこで作成される損益計算書が提供する有用性ととも、貸借対照表に含まれる資産および負債が提供する将来キャッシュ・フロー予測のための情報に注目されるからであるという。企業の流動性および弁済能力を評定するのに有用である以上に、その情報は、債権者の大部分の請求を満たすために必要な経済的資源およびキャッシュ・フローの潜在力を示唆するからであるという。しかし将来キャッシュ・フローの予測にとって重要なのは、企業活動から生み出されるキャッシュ・フローで、キャッシュ・フローの多くは財貨・用役を生産し、貯蔵し、市場に提供するために企業の経済的資源を結合する結果として生ずるもので、それらのキャッシュ・フローは個々の経済資源ごとに識別できないが、投資者、債権者およびその他の人々は、財政状態に関する情報によって提供される資源の性質と量とを知ることが必要であるという。だが注意すべきこととして、財務情報が企業価値の予測のために有用であることは否定できないとしても財務報告のみで企業価値を示すことは意図されていないという。

さて、発生主義会計を現金主義会計の延長線上で見ると場合には、上記の経済資源に相当するものは資産であるが、資産は収支計算との関係でいえば、支出の未解消項目(相対的中立収支)であるものが含まれる。支出したが費用として解消していないものが資産に含まれている。

井上は、公開草案や確定概念フレームワークにおける経済的資源は、直接的なキャッシュ・インフローは無論のこと経済的資源の結合の結果として生ずる経済的資源も、将来キャッシュ・インフローを想定していると解される。それらは現金主義会計の下での収支計算によれば支出系統で統一されるべきであるのに、収入系統に属するものであるから、この問題をいかに解決するかが第一の課題であるという。さらに井上は、将来キャッシュ・フローの予測にあたって貸借対照表の有用性ととも損益計算あるいは損益計算書の有用性も考えておかなければならないという。(井上(2014) 48・49ページ)

そこで井上は、FASBの1979年の『利益報告』に関する『討議資料』に基づいて、

そこで指摘されている、利益に関する情報の報告とキャッシュ・フローの評定との関係を考察してゆくのである。その関係は2ステージ・プロセスにおいて識別されるという。

- a. 過去の利益の報告が将来の利益の評定の基礎として用いられる。
- b. 次に、将来のキャッシュ・フローの評定額を導き出すために将来の利益の評定額を調整する。

第一のステージは過去の利益の情報が将来の利益の評定に有用であるというものであり、第二のステージはキャッシュ・フローと利益の間のタイミングの差異の調整であり、とりわけ現在の利益と現在のキャッシュ・フローとの関係が特定され、両者の間のタイミングのずれに関しての情報が必要とされ、その関係が把握されて初めて将来キャッシュ・フローを予測することが可能となるからであるという。

上記の討議資料においては、2種類の方法を提示していて、第一は、損益計算書と現金収支計算書から利益とキャッシュ・フローとの関係を捉えようとするものであるが、この方法では発生主義会計の複雑性からは解放されるが、将来予測をするのに有用な利益キャッシュ・フローとの差異の理由を説明できないという。そこで討議資料は、利益・キャッシュ・フロー調整表を掲げる。これは第二ステージを示すものであり、利益とキャッシュ・フローとのタイミングのズレを明らかにするものであるという。(井上は図表3-1 損益計算書、図表3-2 現金収支計算書、図表3-3 利益・キャッシュ・フロー調整表と例を示しているが省略)

以上のことから発生主義会計における貸借対照表が将来のキャッシュ・フロー予測に役立つと同時に損益計算書もまた将来キャッシュ・フローを予測するための重要な情報を提供することが明らかになるというのである、ここで改めて発生主義会計というものがどのようなものであるかを検討する必要性が生ずるという。(井上(2014)51-53ページ)

さきに発生主義会計も現金主義会計の発展形態であると捉えられていたが、それは発生主義会計も所詮収支計算を基盤とする計算体系でしかないと捉えたほうが、キャッシュ・フローとの関係が直接的になるということからであるという。全期間を一期間と考えての現金主義会計によれば、収支が行われた期に収益・費用となる収益的収支、費用的支出は当然としても、相対的中立収支(多期間にわ

たって収益的収入、費用的支出となる収支)も含めて最終的にはすべての収支が収益・費用として解消される(最後まで収益的収入・費用的支出とならない絶対的中立収支は損益計算に影響しない)。期間計算を前提とした発生主義会計は、この収支を期間に配分することによって各期間に帰属せしめられた収入マイナス各期間に帰属せしめられた支出によって当該期間の利益を計算すると考えるからであるという。ここでは期間利益の合計が全体利益に一致するという Eugen Schmalenbachの一致の原則が作用していると考えられるという。このような期間計算が考えられるとすれば、この期間計算はキャッシュ・フローの予測にとって有用な情報を与えることができるという。この計算では過去のキャッシュ・フローの将来期間への配分は確定的なキャッシュ・フローであるので、それについては予測と無関係であるとしても、将来キャッシュ・フローの前倒しによる期間損益の予測計算が存在しているからであるという。たとえば将来キャッシュ・アウトフローは引当金繰入額や未払費用の相手勘定の計上にみられ、将来キャッシュ・インフローは未収収益の相手勘定としての収益の計上にみられるところであるという。しかし未収収益の相手勘定などは通常の事業会社における収益としてはそれほど重要な項目ではない。通常の事業会社において重要な売上はどうかというと、通常の市場で販売される場合には、販売されるか否かは不確実、事業リスクが存在し、商品等に伴う将来キャッシュ・インフローは確定的でない。

わが国の「概念フレームワーク」では「リスクからの解放」という概念を導入している。上記の問題でいえば、収益を認識しようとしている時点では、期間配分される総額として収益は確定的ではないことを意味している。それは当該期間の企業業績の努力を反映する業績を示しえないのであり、上記の発生主義会計である取得原価主義会計が果たすと想定される役割、すなわち利害調整機能に照らして利益の分配可能性を保持しえないと考える。したがって金額が確定した部分だけを期間収益としてとらえることになる。「したがって、この種の発生主義会計を主張する論者は、取得原価主義会計論者であるということが出来る。この発生主義会計は、現実のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローに枠づけられていて、仮想的なキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを想定しない点に特徴がある。このことは何を意味するのであろうか。結論的にいうならば、それは収入・支出そのものに注目し、収入・支出の背後に

ある価値の流れについて主たる注目をおかないことから生ずる。その詳細は、いまひとつ考えられる発生主義会計の内容を明らかにすることによっておのずから判明するものである。」というのである。(井上(2014)54-56ページ)

3. 収益費用計算

「かつて、岩田巖教授は、利益計算方法としての損益法の構造に関してではあるが、上記の問題に関連すると考えられるものについて鋭い分析をされている。損益法に基づく利益計算に関して、収益費用計算と給付費消計算とが異なるものであるとしている。岩田教授によれば、収益費用計算は、損益法の計算方式を収益－費用＝利益（岩田は利潤と表記している－今井注）という式で表し、給付費消計算は、損益法の計算式を給付－費消＝利潤という式で示されるものとされたのである。この二つの計算式をみれば明らかのように、構成要素として全く異なる用語が用いられている。このことは損益法の計算方法には混同してはならない異なる二つの種類の計算方式が存在していることを意味していることになる。」(井上(2014)56・57ページ)

井上による岩田の解説の要約を追うと、企業における受入と支払いとの関係は、まさに反対の方向をむいていて、支払としての貨幣の流出に対して受入としての財貨の流入があり、貨幣の流入に対して財貨の流出が対立している。収支は支払手段としての貨幣の収入・支出であって、収益的収入、費用的支出および相対的中立収支は収益・費用と関係する。

井上は、「すなわち、収益も費用もそれぞれ収入であり支出ではあるが、特定の性質をもった収入支出なのである」と岩田を引用して、「このことは、非貨幣性資産およびその減少としての費用の問題としていえば、支出、すなわち、取得原価は、単に測定の手段としてではなく、資産および費用の概念を構成しているものであることがわかる。資産は、取得原価（支出）の未費消部分であり、費用は取得原価（支出）の費消部分である。言い換えれば、原価、したがって支出は、期間計算の制約の中で、当該期間中に失われたとみなされる部分（費用）と未だ失われていないとみなされる部分（資産）とに二分される。

では、失われたとみなされるとかみなされないというのは、どのような判断基準に基づいていえることなのであろうか。詳言すれば、貨幣は支出された時点で

使用されてしまい、他の用途に使うことができない状態(使途の自由選択性を失った状態)になるのであるから、支出時にすべての価値を失ったと見ることもできる。しかし、期間計算においては、失ったとみなされる部分とみなされない部分の切り分けが必要になる。それはどのように行われているのであろうか。」と問うのであるが、この流れにおいて、つぎの引用の中の収益に関する記述部分は余計な気がするのであるが、この問いにすぐ続けて岩田の記述が引用される。「収益については当該期間に生産物を給付した事実を確かめるとともに、その大きさを数量的に把握し、これを尺度として収益たる収入のうちから、当期に所属する収益を確定する。費用についても当該期間に資材、労務、役務等の生産要素を給付のために費消した事実を確かめるとともに、これを数量的に捕捉し、これに基づいて費用たる支出のうちから、当期に属する部分を決定する」(岩田(1956)140ページ)。井上は、「この指摘から明らかなように、収益費用計算は、実は貨幣の計算である。そして、この貨幣計算は、期間計算を行うために、物量(価値)計算の助けを借りなければならない。」と言葉をつなぎ、「費用・収益計算においては収支計算が母体であって、物量計算はこれに認識および測定の基準として参加するにすぎない。すなわち貨幣計算が主であって物量計算は従属的に結合されるのみである。」(岩田(1956)141ページ)したがって、「表面上貨幣動態を追跡捕捉するにしても、常に財貨の中に貨幣を見、財貨は貨幣の変形物と観ずるのである」(岩田(1956)133ページ)と引用するのである。

井上は、「このように見る限り、したがって損益法を収益費用計算とみる場合、すなわち取得原価主義会計の場合には、大枠において収支計算に枠づけられ、その中で、収益・費用とも現実に行われた収支によって定義され、財貨計算の助けを借りなければならないが収支に基づいて収益・費用の認識・測定を行う計算(貨幣動態)の体系であることになる。注意しなければならないことは、上述のように、収支による測定だけでなく、収益・費用の概念の内包(徴表・本質)そのものが収支によって規定されているということである。「収益は給付の対価たる収入であり、費用は財産の費消された部分に対する支出である」(岩田(1956)133ページ)。この点に注目するならば、取得原価主義会計という会計モデルは、概念のみならず測定においても、収支によって規定されていることになる。よって、その特徴はすべてを収支に律せられる単一測定属性会計モデルであり、その点こそが取得原価主義会計の理念型を形成する要素であるということができよう。」(井

上(2014)57・58ページ)と述べるのである。

井上は発生主義会計の一つ、取得原価主義会計を上記のように見て、一つの理念型としてとらえているのであるが、岩田はどうであろうか。

「一体利潤の存在がみとめられるのは、財貨または役務の給付に対する報酬が、給付のための生産手段の費消をつぐなつてあまりある場合であるが、今日の貨幣交換経済の下では、給付の報酬は金銭の収入となつて実現され費消した生産手段は取得の対価として金銭の支出をとまうものである。だから利潤の大きさは、報酬たる収入と費消たる支出との比較によつて、これを算定することが可能である。収益－費用＝利潤の数式による損益法の計算は、この事実を基礎とした利潤計算である。」(岩田(1956)135ページ)という。そして貨幣収支の原因分析、さきに井上也記述していた収入支出と収益費用との関係进行分析し、利潤計算において関係しない収入支出を中性収入・中性支出と呼び、これには全期間を通じて利潤計算に関係のない収支、これを絶対的な中性収支、そして当該期間の利潤計算にだけ収益費用となる相対的な中性収支とに分析している。前者はさきに井上が絶対的中立収支と呼び、後者は相対的中立収支と呼んだものである。そして岩田は「収益・費用の認識、測定および対応」という節で「現金主義の利潤計算は、損益法としてはごく原始的な形態の計算にすぎない。今日の損益法ははるかに進歩した精密なものである。財産法の援助をかりないでも、大体単独で利潤の期間区分を行いうる独立の利潤計算に発展しているのである。

貨幣収支の事実にかかわらしめて収益費用を計上することを抛棄した損益法は、これに代わるに何をもつてしたか。あくまでも収支計算を母体とする点において変わらないのであるが、収益費用の認識および測定の基準を貨幣動態からはなれて、財貨動態にもとめるにいたつたのである。」(岩田(1956)140ページ)と述べているのである。この3行後のパラグラフが、井上が引用した「収益については…」なのである。岩田にとっては現在行われている会計を分析して見せたものなのである。

岩田は、損益法が収益費用の認識・測定基準として物量計算を取り入れた場合、損益法の基礎となる収支計算はもはや単純な収支計算にとどまることはできず、過去の収支記録であるばかりでなく、将来の収支をも含めた、いわば拡張された収支計算を基礎とする必要があると述べているのである。岩田にとっては、

それはあくまで期間損益計算の問題であり、キャッシュ・フローの予測の問題とは関係しないこと、何を読み取るかはまた別のことであったであろう。(岩田(1956)145ページ)

ところで岩田は損益法の計算において作成する貸借対照表について、具体的な事例、たとえば支出にして収入ならざる項目、貸付金、預金、受取勘定などを参考にして貸借対照表を作成することを説明するならば、それはすでに財産法の貸借対照表を予想したものであって、損益法独自の立場から貸借対照表の作成方法を説明したことにはならないと述べている。(岩田(1956)151ページ)

4. 給付費消計算

さて少し戻して検討を続けるが、岩田は、「企業会計における利潤計算は本来財産法と損益法との組み合わせからなる二元的構造をもつものであるといった場合、それは一体どういう点で会計学に貢献することになるのでしょうか。…、ここではそのひとつの、だがきわめて重要な点を指摘するにとどめたい。

…。現実の貸借対照表は、損益法関係の会計処理によつて作成された計算上の対照表でもなければ、財産法系統の手続きによる事実上の対照表でもない。つまり理論的に純粋な貸借対照表ではないのである。むしろ両系統の手続きの混合的な適用によつて作成された結果であり、計算上の対照表と事実上の対照表とが混在する、いわばぬえ的な貸借対照表にほかならないのである。」(岩田(1956)80・81ページ)と述べているのであるが、岩田の財産法と損益法という理念型、これは従来の貸借対照表論本質観をめぐり錯綜した問題を解きほぐすために、貸借対照表それ自体に内在するものを取り出すことから得られたものであった。

岩田は「利潤計算の二元的関係を本格的に解明するには、さらに進んで財産法と損益法の計算をそれぞれ単独にとりあげて、その構造を分析するとともに、その原理を究明しなければならない。そうしてその上にたつて両者をつなぐ関連をもつとふかく突込んで探究することが必要である。」(岩田(1956)106ページ)というのである。

井上の岩田理解あるいは岩田説の捉え方を考え、検討しているので、財産法において損益法の問題を岩田の言葉で見るが、ちなみに井上は、「損益法は利益＝収益－費用という形で利益を計算する。他方、財産法は期中の資本増減、配当支

払等の取引を度外視すれば、利益＝期末純資産－期首純資産という形で利益を計算する。」(井上(2014)6ページ)と通説的構造のみで理解しているようである。

「損益法は利潤を構成する要素を積極的要素と消極的要素をその発生の都度個別的に捕捉し、これを集計比較して利潤を算定する方法である。…。損益法の計算構造を明らかにする前にあらかじめ断つておかねばならないのは、損益法に二種の別があるということである。」(岩田(1956)130ページ)「ところでここで注意すべきは、損益法に関するこの二つの数式は、単にいいあらし方の相違だけではないということである。積極要素と消極要素の概念が根本的に違うのであり、したがってまたその計算の組立も異なるのである。」(岩田(1956)131ページ)

「費消というのは流入した財貨が企業において給付のために消費され犠牲に供せられることをいうのであり、給付とは財貨の費消によつて新たなる財貨を生産し販売することをさすのである。だから費消と給付は必ずしも物の出入とは関係がない。…。収入支出が貨幣動態の概念であり、給付費消が財貨動態の概念であるに対して、収益費用は財貨動態が貨幣動態に投影して成立した概念」であり、「前者(収益費用計算－今井注)は貨幣の収支計算から転化した伝統的な商人的利潤計算であり、貨幣を計算対象としているのである。表面上財貨動態を追跡捕捉するにしても、つねに財貨のなかに貨幣を見、財貨は貨幣の変形物と観ずるのである。

これに対して、後者(給付費消計算－今井注)は財貨の価値の流れを追求する経営経済的な利潤計算である。その計算対象は貨幣ではなくて、財貨それ自体であり、物量計算に基礎をおく利潤計算である。というよりもむしろ正しくは「成果計算」なのである。」(岩田(1956)133ページ)

井上が発生主義会計に二つある、というときの発生主義会計とは、岩田の損益法に相当し、そのうちの一つである取得原価主義会計とは、岩田の損益法の収益費用計算に、そして先に引用しておいたように、これを井上は「取得原価会計の理念型を形成する要素」としてとらえている。理念型といっても岩田と構成の仕方が違っている。

もう一つの損益法である給付費消計算について井上は、給付－費消＝利潤の場合は、「財貨の価値の流れを追求する経営経済的な利潤計算である。その計算対象は貨幣ではなくて、財貨それ自体であり、物量計算に基礎をおく利潤計算である。」と岩田を引用して、「ということは、給付および費消計算は財貨の価値の流

れ（財貨動態）に関する概念であり、給付は価値の増加分をいうものとすれば費消は価値の減少分を意味する概念であることになろう。」と確認する。岩田は井上も引用しているように価値計算であるといっているのである。井上は価値ということにこだわる。この価値の問題は後に回す。

給付費消計算においては、財貨計算、物量計算が母体であり、物量的な変動の捕捉計算においては、物量計算が主となり、貨幣計算が従となるといい、ここでの物量は、物量の価値を意味するのであるから、岩田は明言していないが、この価値に変動が生じたときには、それを反映するような測定が行われなければならないことを意味すると井上は述べる。「物量の変動に伴う価値変動が生ずれば、そこでは自ずと価値変動に伴う価値の評価が必要になろう。この価値変動を評価という形で貨幣額により捕捉することは、現実の収支の計算という形では行うことができない。評価益が出る場合でも評価損が出る場合でも、現実の収支がないために物量計算と対をなす貨幣計算の中で処理できない項目となる。…。この論理に従えば、財貨の価値に変化が生じていると観察できるかぎり、その変化した価値の評価は、原則論としては、金融投資目的資産のみならず事業投資目的資産を含めたすべての資産・負債について行わなければならない。

だが、事業投資目的資産に関しては、第5章で明らかにする資産特殊性のために、企業固有の価値をもつと解され、時価の変化等と関わる価値の変化が原則として認識されないのである。

以上によって、二つ目の発生主義会計は、収益・費用を現金収支時に認識し、現金収支額によって測定して利益を計算する体系ではなく、収益を企業の財貨(価値)の増加の発生時(実現時)に認識し、それらを貨幣額で測定し、利益を計算する体系であることになる。」(井上(2014) 58・59ページ)。

以上の、「だが、」以下から井上説に変化してゆくというべきであろうが、ここで確認しておきたいのは、上記の「二つ目の発生主義会計は、」でいわれていることは、先に引用しておいたが、岩田が「貨幣収支の事実にかかわらして収益費用を計上することを抛棄した損益法は、これに代わるに何をもつてしたか。あくまでも収支計算を母体とする点において変わらないのであるが、収益費用の認識および測定の基準を貨幣動態からはなれて、財貨動態にもとめるにいたつたのである。」といっているものと同じものなのではないであろうか。それは井上

がいている一つ目の発生主義会計、取得原価主義会計ではないだろうか。もし違いを求めるとするならば、井上は給付費消費計算においては、すべて価値変動を反映させなければならない、という点のみであろうか。そのように私には読み取れるのである。

井上は貸借対照表項目と関連させて考えるといい、価値をどのように見るかは、実は会計の目的との関連で見定めなければならないと述べる。そして「本書での前提は、情報提供機能を達成することを財務報告の目的として、そのために企業価値の評価に役立つことが財務会計情報の有用性を確保するための最低限の要請と考えた。ゆえに、企業価値が将来キャッシュ・インフローの割引現在価値で表現されると考える。そうである以上、価値は、将来キャッシュの獲得能力を意味するものと考えなければならない。こうして、収益、したがって価値の増加は将来キャッシュ獲得能力の増大を意味することになる。とすれば、財貨(価値)の増大が収益と考えられ、財貨(価値)、したがって資産はこの収益獲得能力、それ故に、収益力を表現するものでなければならないことになる。他方、費用は財貨(価値)の減少を意味する。それは資産の減少であるが、現時点での資産の減少である。将来における資産の減少は負債と考える必要が生ずる。負債は将来における資産の引渡義務と考えられるからである。そうであれば、負債はキャッシュ・アウトフローの系統で理解されると解することが要求される。」といい、会計ビッグバン以降の会計においてはこのような発生主義会計が採用されていると考えられると述べるのである。(井上(2014)60ページ)

こここのところでは稼得利益、包括利益という言葉がでてきていないのであるが、井上は、稼得利益はわが国でいう損益法により計算される利益であり、包括利益は純資産の期末と期首の比較による利益計算が想定されているから、以上に述べられている利益計算は、損益法を包摂した財産法による損益計算であるとしている(井上(2014)12・13ページ)

飯野の資金的損益貸借対照表は時点計算、損益法の計算ではなく、財産法の計算であると考えている。そこで私は、この飯野の資金的損益貸借対照表という考えの中で、資金という概念をどのようにとらえるか、考えるかによっていろいろな概念が包摂できる、井上的な考え方もできる、いや井上がそのようなことを実行したのではないかと思っているものなのである。時点で考える、貸借対照表こ

ここに価値をいれてくる、財産法であろう。

井上は、「資産・負債、収益・費用をキャッシュ・フローとの関連で見ようとする限り、表面的には皮肉な結果を導いたかのように思われるかもしれない。しかし、現実の収支計算ではなく価値に注目し、収支は単にその価値を測定する手段に過ぎないとする発生主義会計の方がよりキャッシュ・フローの予測に役立つといわなければならないのである。」(井上(2014)61ページ)と述べるのであるが、恐らく予測に役立つか役立たないか、これは実証できるものではないので、「キャッシュ・フローの金額、時期(タイミング)および不確実性(リスク)に相違があるということになる。」(井上(2014)13ページ)ということ述べている。さきのことはFASB等の解説という程度のところであろうか。この問題は本稿の課題ではない。井上が論理展開に必要としている岩田の価値計算、給付費消計算というものはどのようなものなのであるのか。木に竹を接ぐようなことになっていないのだろうか。あるいは座標軸の設定として持ち出されたものなのであるだろうか。

5. 損益法の根底

「先の2ステージ・プロセスによって将来の利益から将来のネット・キャッシュ・インフローを予測すると考えることから、将来収益はキャッシュ獲得能力、そして将来費用は将来キャッシュ支払義務と関連づけられていることは明らかである。であれば、そこでの発生主義会計とは、上記の後者の発生主義会計、すなわち岩田教授の財貨計算(財貨動態会計)を主とする発生主義会計と考えなければならぬだろう。」(井上(2014)61ページ)と井上は述べているのであるが、井上が岩田の給付費消計算についての引用は、先にも引用しておいた「財貨の価値の流れを追求する経営経済的な利潤計算である。その計算対象は貨幣ではなくて、財貨それ自体であり、物量計算に基礎をおく利潤計算である。」ということではほぼ尽きるのである。

私が先に引用した岩田の文章の中にあつたように、収益費用計算は伝統的な商人的利潤計算であるのであり、これに対して給付費消は経営経済的な利潤計算であるといっているのであるが、シュマーレンバッハ学説を分析した岩田の『「ディナミッシェビルアンツ」の理論構造』という論文から両者の違いをみると次のようである。

損益計算に対する基本的態度、利潤構成要素としての費消給付の内容、さらにその計算捕捉の仕方に関して、シュマーレンバッハとエピゴーネンの間に、とりわけワルプとゲルトマッヘルとの対立が顕著であるという。ワルプは、私経済的営利経済的見地から損益計算を観察し、その貨幣資本主義的意義を高調するのに反して、ゲルトマッヘルは、投機的資本家的立場を退けて総合経済的、国民経済的立場に立脚地を求めているという。ワルプは純粹に貨幣の流動課程のみを考えている。費消として計算上顧慮されるべきは財貨の価値ではなく投下された貨幣量であり、ゲルトマッヘルにあってはこれとちょうど正反対で費消の内容は貨幣ではなく財貨であるという。同じ動態論者であるにもかかわらずこのように分かれてくる原因は、シュマーレンバッハにあるという。

シュマーレンバッハにおける費消とは、「経営目的のためであると否とを問わず、また経営内部におけると外部におけるとの区別なく、すべて企業の計算に対して破壊され、犠牲にされた価値」であり費消に対する給付概念は「企業が価値を生ぜしめたところのすべてのもの」と規定され、費消は財貨の価値の消耗損失であり、給付は価値の創造生成であるという。シュマーレンバッハは、これらの計算捕捉の問題を収支を媒介することによって簡単に片づけようとした。シュマーレンバッハの利潤計算における二元論、計算対象の二元性ということにワルプ、ゲルトマッヘルを対立せしめた根本原因があるという。

岩田はワルプのいうとおり、近代企業は少数の例外を除き、その究極の目的はおよぶかぎり大なる貨幣収益の追求であり、貨幣資本の増殖であるが、私経済的利益追求をする企業家の行為が、企業家が自ら意識すると否とにかかわらず、一種の国民経済的任務を課せられているのであり、この視角からも企業を観察するという。これがゲルトマッヘルの会計である。(岩田(1956)272-283ページ)

このゲルトマッヘルの立場を示す具体例としてはつぎのものがある。「土地は消耗するものではない。土地の特性として、使用目的に対して最初から有する効能を減殺することなく経営に効果を与えるからである。経営者がかかる土地に対して、後日売却の際には過去の買入価格より低下する虞れありとして償却を行うならば、その経営者の目的は経営経済的ではなくて資本家的である。というのはかれが避けんとする危険は生きた経営に関することなく、経済的有機体の解散後における財産所有者に関することだからである。あるいはまた法律の強制によ

つて行つたことになる。何故ならば法律はいまだかつて貸借対照表を成果計算とみることなく、その規定にしたがえば、貸借対照表に債権者の真の確実性を保証せしめんとするからである。」(岩田(1956)250ページ)

さて井上は、市場非指向型会計と、それに対する会計として市場指向型会計という2類型について以下のように述べている。

「1990年代初めのバブル崩壊以前のがわが国のように、企業間あるいは金融機関による株式の相互持合いを通じて経営権の相互承認を行い企業グループ内でのミニ資本市場において資金調達を行ってきた環境の中で、この会計は適合性を持っていた。そこに存在するのは、せいぜい金融機関によるモニタリングであり、利益の多寡が問題とされたにすぎないであろう。それが取得原価主義会計を存続させてきた要因であったと考えられる。このような会計は、ミニ資本市場への依存が一般投資者への開示を不要とし、企業と実質的関係を持つ資金提供者に受託責任の遂行状態を報告する会計である。よって、それを市場非指向型会計といえ、それに関する理論を市場非指向型会計理論と呼ぶことができよう。

しかし、国際金融市場における容易、かつ迅速な資金調達が可能となり、メイン・バンクからの間接金融を離れ、エクイティ・ファイナンスや社債発行といった直接金融が主たる調達方法になるに及び、資本市場の完全性を全うするために投資者に対する情報開示が必要となる。投資者が投資対象企業という一種の商品の価値(企業価値)を計算するための会計情報が必要とされるからである。この情報要求は、将来キャッシュ獲得能力を計算可能にする情報を提供することによって達成される。時価(公正価値)会計へ向けての始動は、このことを物語っていると解されるのである。このような会計を市場指向型会計といふことができよう。また、それに関する理論を市場指向型会計理論と名付けよう。…。

…(略)…。また、そもそも市場指向型理論は必要であろうかという問題もないわけではない。

最後に付言しておくべきことは、仮に、市場指向型理論の正当性を明らかにしえたとしても、それが直ちに取得原価主義会計の存在を否定するものではないということである。会計の形態が企業形態なり、企業観なりと密接に関連していることを否定することはできない。…、守るべき価値のあるわが国特有の企業観とその下での取得原価主義会計の存在意義を十分に考慮しなければならない。」(井

上(2014)25-26ページ)

上記のように井上も付言しているが、市場指向型理論の正当性を明らかにしえるのであろうか。証券市場というとき、発行市場と流通市場とを識別したとき、世間一般にいわれているのは、流通市場の観点で喧伝されているように思われるのである。その立場から振り回されているように思われるのである。市場に任せれば資源配分がうまくゆく、そういう経済、世界観に乗っかって会計制度が作られているように思われるのである。次のような伊東光晴の記述は、私にとっては重要な指摘であると思われる。

「フランス、ドイツに代表される西欧資本主義とアメリカの資本主義の違いの最たるものは労使関係と資本主義の性格であろう。

…。二〇〇一年一〇月に三〇年かかった欧州会社法が成立した。これによってイギリスを除くヨーロッパの一定規模以上の会社は企業行動において株主のみならず、従業員、関連企業、地域社会、顧客など、利害関係者への配慮を法的に義務付けられた。これを「ステイクホルダー・カンパニー」(stakeholder company)という。これに対して株式会社は株主のものであり、その意志によって経営されるべきであるとする企業観を「ストックホルダー・カンパニー」(stockholder company)という。

イギリスの会社法は、…。しかし二〇〇六年会社法が改正され、…(略)…。

これは法的には従来の株主主権を維持しながら、取締役はステイクホルダーのことも留意せよということであって、法的規制はないものの、一歩大陸の制度に近づいたといえる。

アメリカはどうか。通説に従うならば、アメリカはイギリスとともに株式会社は株主のものとするストックホルダー・カンパニーの国である。それは法人擬制説といわれるドイツの法学者サヴィニー(1779-1861)が提唱したものである。この考えは、社団、財団が権利能力を認められるのは、自然人に擬せられたからであって、構成している自然人を離れて、積極的な活動を行うことは認められないとした考えである。

この考えは、フランス革命時の思想がそうであったように、個人の地位を尊重し、法律関係を個人中心につくりあげようというものであり、サヴィニーがフィヒテの後を受けてベルリン大学総長に就任し、ドイツで大きな力をふるったこと

もあって、近世初頭の学会を風靡した。

だがこの考えは、団体、特に企業が大きな存在になるにつれて、そのトップが独自の判断で経営行動を決定しなければならなくなり、支持を失い、ベルリン大学教授のオットー・フォン・ギールケ(1841-1921)の法人実在説にとってかわった。法人は擬制された空虚なものではなく、一個の社会的存在である。それゆえ、権利・義務の主体たりうるものであり、株式会社の多様な経営行動を、株主を離れて自由に行うことができるとする考え方である。法人実在説は、現実に対応しているため、時代が進むにつれて、ドイツ、フランスなどで主流となった。」(伊東光晴(2016)86-89ページ)

伊東は、ニューディールを支えたルーズベルトのブレン・トラストの一人、コロンビア大学の商法の教授A・A・バーリはG・C・ミーンズとの共著『近代株式会社と私有財産』のなかで株式会社の実権は株主ではなく経営者にあることを実証し、株主はせいぜい受動的な所有者にとどまり、企業方針や業績に満足しない場合には、所有する株式を売ることであるという。ミーンズは法の規定とアメリカの経済の実情と間には乖離があり、その点で株式会社については法人実在説を支持していたのであると述べている(伊東(2016)90ページ)。

アメリカ経済の変化が我が国の経済に変化を及ぼしてきた。井上は、先の引用の最後に穏やかに注意を喚起しているだけであるが、企業観の変化、それは歴史的に過去のものに戻ったのではないだろうか。伊東は豊かさへの道が保守化をもたらし、それが1980年代以後の先進国、アメリカ、イギリス、日本に登場した市場優位の経済政策、反福祉政策であり、ガルブレイスの時代を終わらせフリードマンの時代を作り出した。市場優位の政策は、資本主義の古き病を復活させたという(伊東(2016)123・124ページ)。ただ市場指向型か、市場非指向型かという現象的な、技術的なことだけですませてはならないのではないだろうか。市場指向型会計理論は、井上が指摘しているように企業を一つの投資対象、一種の商品とみなすものなのである。ストックホルダー・カンパニーであるのならまだしも、ステイクホルダー・カンパニーであると考えなければならないのではないであろうか。その中での会計情報、制度の話であると思われるのである。

参考文献

- 赤松 要 (1966) 『新訂経済政策論』青林書院新社。
- 飯野利夫 (1952) 「資本維持」平井泰太郎編『経営学辞典』ダイヤモンド社
606 - 607 ページ。
- (1957) 「会計の特質—経済概念の測定を巡って—」『経済セミナー』
第4号 23 - 26 ページ。
- (1968) 「損益計算的貸借対照表の再吟味」『一橋論叢』第60巻第4号
27 - 40 ページ。
- (1972) 「会計の論理の探求—企業会計原則修正案の投げかけたもの—」
『會計』第101巻第2号 1 - 12 ページ
- (1974) 「会計原則の社会的機能の展望」中央大学会計学研究室編『会
計原則の現代的課題』3 - 14 ページ。
- (1979) 『資金的損益貸借対照表への軌跡』国元書房。
- (1996) 『財務会計論[三訂版]』同文館。
- 板垣與一 (1963) 『新版政治経済学の方法』勁草書房。
- 井藤半彌 (1949) 『社会政策總論』春秋社。
- 伊東光晴 (2016) 『ガルブレイス』岩波書店。
- 井上良二 (2014) 「第1編 財務会計の基礎」井上良二編著『新版財務会計論
改定版』税務経理協会 2 - 92 ページ。
- 今井敏博 (1995) 「個別資本循環における資本維持概念と論理的主体」飯野利夫
先生喜寿記念論文集『財務会計の研究』税務経理協会 39 - 51 ページ。
- (2000a) 「会計の対象についての一考察」『函大商学論究』第32輯第2
号 41 - 60 ページ。
- (2000b) 「対象としての会計」『税経通信』2000年5月号 221 - 227
ページ。
- (2013a) 「資金的損益貸借対照表論への一步」『商学論纂』第54号第6
号 1 - 28 ページ。
- (2013b) 「資金的損益貸借対照表と会計の職能」『函大商学論究』第
45輯第2号 1 - 23 ページ。
- (2015) 「事実解明理論と資金的損益対照表論覚書」『函大商学論究』
第47輯第2号 1 - 22 ページ。

- (2016)「資金的貸借対照表の再吟味—大島・吉田説の検討—」『函大商学論究』第48輯第2号 17—38ページ。
- 岩井克人 (2000)『二十一世紀の資本主義論』筑摩書房。
- (2015)『経済学の宇宙』日本経済新聞社。
- 岩田 巖 (1934)「名目資本維持説の破綻」『會計』第34巻第4号 23—36ページ。
- (1952)「会計原則の整理」『企業会計』第4巻第4号 2—8ページ。
- (1953)「資本維持の構造を分析して実質資本維持学説に及ぶ」『企業会計』第5巻第4号 4—12ページ。
- (1956)『利潤計算原理』同文館。
- 宇沢弘文 (2000)『ヴェブレン』岩波書店。
- 内山 力 (1974)「財産法と損益法の再吟味」中央大会計学研究室編『会計原則の現代的課題』中央経済社 266—277ページ。
- (1979)「損益計算と資本」飯野利夫先生還暦記念論文集『財務会計研究』国元書房 303—313ページ。
- 大島美留・吉田 威 (1979)「新静態論への統合—資金貸借対照表による時点利益計算—」飯野利夫先生還暦記念論文集『財務会計研究』国元書房 3—34ページ。
- 黒澤 清 (1982)『解説企業会計原則』中央経済社。
- 杉村廣藏 (1935)『経済哲学の基本問題』岩波書店。
- (1938)『経済哲学通論』理想社。
- 田中茂次 (1983)「財産法と損益法(一)」『會計』第124巻第6号 45—62ページ。
- (1984)「財産法と損益法(二・完)」『會計』第125巻第2号 110—121ページ。
- (1986)『会計と構造』税務経理協会。
- 出口勇蔵 (1966)『増補 ウェーバーの経済学方法論』ミネルヴァ書房。
- 中瀬忠和 (1991)「会計における認識と事実：一步前—取引記入は《事実通り》を記入するのか—」『商学論纂』第32巻第5・6号 237—262ページ。
- (2014)「会計／会計学の対象について考える」『商学論纂』第56巻第3・4合併号 339—381ページ。
- (2016)「「意思決定—有用性」アプローチへの“道”：管窺・雑考」『商

学論纂』第57巻第3・4号 271－324ページ。

三戸 公 (1968) 『個別資本論序説 (増補版)』 森山書店。

宮田喜代藏 (1938) 『生活経済学研究』 日本評論社。

藻利重隆 (1973) 『経営学の基礎 [新訂版]』 森山書店。

———— (1982) 「企業活動の指導原理」 米川伸一・平田光弘編 『企業活動の理論と歴史』 千倉書房、1－34ページ。

山岸宏政 (1974) 「資本概念」 中央大学会計学研究室編 『会計原則の現代的課題』 中央経済社 254－265ページ。

山下勝治 (1967) 『貸借対照表論－貸借対照表法の近代化－』 中央経済社。

———— (1968) 「損益計算方法とその形態の発展」 黒澤清主編 『近代会計学体系Ⅱ 損益計算論』 中央経済社 3－36ページ。

